公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６０１号
仙台市青葉区立町26番13―602号
債務者　髙橋　直美
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７８号
仙台市青葉区落合２丁目11番29号
債務者　澤口とき子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１６号
仙台市泉区南光台７丁目28番11号　ロフティ南光台107
債務者　佐々木孝弘
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１９号
仙台市若林区大和町２丁目１番５号
債務者　布澤　るり
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３４号
仙台市宮城野区原町２丁目３番11号　コーポ下山Ⅰ―207
債務者　柳谷　文和
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５５号
仙台市宮城野区安養寺２丁目21番19号　コーポ橘201
債務者　太田　浩美
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原３番地164
債務者　濱野寿美男
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１４号
宮城県多賀城市浮島字沢前７番地　浮島団地１―23号
債務者　高橋千恵子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２２号
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目７番地15
債務者　大山千代子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地494
債務者　大内　弘雄
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６７号
愛知県津島市瑞穂町２丁目２番地
債務者　酒向電気こと　酒向　清美
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１５号
愛知県弥富市前ケ須町東勘助108番地１　やとみロイヤルハイツ６Ａ
債務者　須藤　洋子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９０号
愛知県大府市共和町茶屋47番地の274
債務者　芳賀　正揮
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６号
滋賀県東近江市小脇町613番地
債務者　川島　哲雄
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２４７号
滋賀県東近江市小脇町613番地
債務者　川島　博美
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５９３号
神戸市須磨区友が丘７丁目１番地の14　102号
債務者　豊村一夫こと　任　　逸植
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９４号
神戸市須磨区友が丘７丁目１番地の14　102号
債務者　豊村貴子こと　曹　　永貴
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部